

市第 183 号議案 平成 25 年度横浜市一般会計補正予算（第 5 号）（関係部分）

平成 25 年度 3 月補正予算案の概要

2 月の大雪による農業被害に対応するため、国の支援策を活用し、県と連携した補正予算を編成します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 1 事業 563 百万円

【繰越明許費補正】

一般会計 1 件

1 事業名及び補正額

「大雪被害農業者緊急支援事業」 補正額 563 百万円（県費 437、一財 126）

大雪により被害を受けた、市内の農業用施設等（ビニールハウス等）の撤去や再建・修繕について、国の制度を活用した補助事業を実施します。

※年度内執行が困難であるため、繰越明許費を合わせて設定します。

2 活用する一般財源 ※当局所管分

財政調整基金を活用します。（126 百万円）

<補正事業の概要>

ア ビニールハウス等の撤去・運搬・処分にかかる経費の補助

対象施設 184 か所 事業費：33 百万円（国：5/10、県：2.5/10、市：2.5/10）

イ ビニールハウス等の再建・修繕にかかる経費の補助

対象施設 184 か所 事業費：530 百万円（国：5/10、県：2/10、市：2/10、自己負担 1/10）

※ 国補助金は県に交付された後、県補助金と合わせて市に交付されるため、本市補正額の財源は県費のみとなっています。

【国の制度の概要】「被災農業者向け経営体育成支援事業（農林水産省）」

農業用ハウス・棚等の再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成

- ・倒壊したハウス等の撤去については、農業者負担がないよう、地方負担を含めて 10/10 の補助を新たに実施（国 5/10、地方公共団体 5/10）
- ・ハウス等の再建・修繕に係る国の補助率を、3/10 から 5/10 に上げるとともに、農業者の負担が最小化できる仕組みを構築。（地方負担 4/10・農業者の自己負担 1/10 を想定）

※再建・修繕については地方負担の 7 割、撤去については地方負担の 8 割が特別交付税で措置される見込

<参考：25 年度横浜市一般会計予算額の状況>

（単位：百万円）

	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
2 月現計予算	1,578,346	236,436	53,660	169,610	191,512	927,128
今回補正額	563	-	437	-	-	126
補正後	1,578,909	236,436	54,096	169,610	191,512	927,254

※項目ごとに四捨五入しているため、合計と一致しません